

平成 21 年度

福島県環境審議会第 1 部会議事録

(平成 21 年 10 月 27 日)

1 日 時

平成21年10月27日(火)

午前 10時30分 開会

午後 3時30分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議 事

- (1) 福島県環境基本計画の素案について
- (2) その他

4 出席委員

稻森悠平 大越則恵 中井勝己 長澤利枝 引地宏 福島哲仁 皆川猛 武藤智子  
和合アヤ子 渡邊和子 (以上10名)

5 欠席委員

後藤忍 白井英男 長林久夫 (以上3名)

6 事務局出席職員

村田 生活環境部長

林 生活環境部政策監

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹

菅野 生活環境総務課主任主査 ほか

(環境共生総室)

河津 生活環境部次長(環境共生担当)

金子 環境共生課長 ほか

(環境保全総室)

鈴木 生活環境部次長(環境保全担当)

山上 一般廃棄物課長 ほか

7 議事内容

- (1) 開会(司会) 菅野生活環境総務課主任主査

- (2) 稲森議長(部会長)から、議事録署名人を福島委員と皆川委員にすることとされた。
- (3) 議事(1)福島県環境基本計画の素案について、事務局(山田生活環境部企画主幹)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

#### 《質疑応答》

(引地委員)

資料4 整理番号1で私が言いたかったことは、「化学物質」では非常に種類が多くて分かりにくいので、範囲を絞った方がいいのではないかということだ。自然環境・生活環境に有害な物質が問題となるのではないかと考え、また、毒性があつても社会に役に立つものがあるので、これを考慮して有毒性ではなく有害性と言い、「有害物質の発生抑制」を提案した。

対応案を見ると、シアンやホスゲンなどは毒性が高いが生活に欠かせない云々と言っている。シアンは一時メッキや分析試薬に用いられていたが、最近は利用量が減ってきている。還元性物質を使えばシアンを減らしてもメッキは作れる。今は学校でも分析用試薬としては一切使わせない方向に変わってきていている。このような化学物質は、適正な後処理すればいいとしても、使わなくていいならそれが一番望ましい。有害、毒性の強いものを減らす対策が不十分な面があるが、今後そういう方向に進んでいくべきと思っている。この辺がうまく伝わらなかつたのかも知れない。

整理番号2については概ね納得しうる。

(稻森議長)

「化学物質対策」とは具体的にどう考えればいいのか。一般的には、有害化学物質、P R T R の観点から捉えるものと思うが。

(石原水・大気環境課長)

有害性の問題は、個別対応していくときに、P R T R 法対象の化学物質のほか、水質汚濁防止法あるいは農薬取締法、国際的にはP O P s条約、難分解性物質、蓄積性物質等々様々な概念があり、個別法により規制するものが異なる。また今後規制の対象となってくるものもあるだろう。そこでやはり化学物質全般として見ておいた方がよいと考えている。

環境ホルモンも一時は相当社会的に問題になっていたが、個々に検証するとそれほど影響がないという結果も出ている。有害性の概念が必ずしも固定化されたものではないので、やはり化学物質の中でも、我々の知見として、有害性を持っている物質について、個別法や情報を踏まえて対応していく考え方で「化学物質」とさせていただきたい。

(引地委員)

分野ごとの対応という考えは理解できるが、「化学物質」では非常に範囲が広くなつて対策の目的が絞りにくいのではないかと懸念した。昨今は食品の安全性の観点から農薬もなるべく毒性の小さなもの或いは無農薬にしていく取組みが大切になっているところでもある。現在有害と言われているものから対策を考えていると打ち出した方がわかり

やすい。優先順位の打ち出しがあってもよいのではないか。

(稻森議長)

「化学物質対策の推進」はこれだけを読んでも伝わらない。整理番号1への対応案の欄に「化学物質の適正管理や環境モニタリング」と記載されており、こういう具体的な言葉を入れる必要があると感じる。他の箇所は具体性がある。言いたいことが適正管理やモニタリングをすることであれば計画にもそう書いた方が伝わりやすいと思う。

(石原 水・大気環境課長)

全体的な施策の中身とのバランスもあるので検討させていただきたい。基本的にはこの「化学物質対策の推進」という言葉に全てが含まれるが、もう少しわかりやすく碎いた表現があるかどうか検討したい。

(福島委員)

引地委員の指摘の通りで、世の中の全てのものは化学物質と言いつるから分かりにくい。一方で有害性の有無は不明なものが多く、また自然界にも存在するので、有害なもの・人間が作り出したものに限定するわけにもいかない。大きな項目としてはこれでいいだろうが、具体的に何をやっていくのか、優先順位をどうするかなどきちんと明記していただければよろしいと思う。

(中井委員)

基本姿勢3つ目の「好循環」という言葉が引っかかる。

新技術、省エネビジネスが環境保全に結びつくこともあるが、現実には容易ではない。「好循環」が成り立つケースは稀で、そうはならないけれどもなんとかやり繕りをつけて行かざるを得ないことが多いのではないだろうか。そこで「好」を用いず、例えば「環境と経済・社会の“循環形成”」などの方が趣旨に合致するのではないか。こうすると連動して下の4行の説明文章の表現も変えるようになると思う。前回までの審議意見を踏まえて登場した表現だとは思うが、事務局の考え方を伺いたい。

(山田生活環境部企画主幹)

現状は委員の言われるような状態だと思うが、環境保全を進めて行くに当たって、新しい技術、省エネビジネスなど経済との関わりが今後強まっていくと思っており、「環境最優先」の中でこれらの関わりをうまく位置づけられる仕組みが必要になるとの認識に基づいてこのような形でまとめた。循環そのものを否定するのではなく表現に関する指摘だと受け止め、なお検討させていただきたい。

(福島委員)

結果的に変更されていないが、以前文書により検討をお願いした「循環型社会の形成」が個別施策に位置づけられている。「循環型社会」の中身は廃棄物を中心にまとめられているが、それらもひっくるめて社会そのものが循環していく非常に壮大なプロセスだと思うので、むしろこれは個別の施策ではなく確かに据えるべきだと思う。

私としては、今言及された「環境と経済・社会の好循環」を全て包含したものが「循

環型社会の形成」だと認識している。これが基本姿勢にあった上で、環境や経済・社会など個別具体的なものをいかに循環させていくかが施策ではないかと思う。

(山田生活環境部企画主幹)

我々としても循環型社会の形成の重要性について認識していて、資料5の81頁の県環境基本条例の前文にもあるとおり、基本的に目指していくところとして、「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現」を掲げている。

「持続可能な循環型社会」は目指していくものであり、施策を展開する上での基本的な姿勢という概念とは異なるのではないかと考えている。広義・狭義での表現があり、中項目で表現させていただいているが、基本姿勢としては、目指していく姿と結びついてくるものであるため、原案のとおりとさせていただいた。

(福島委員)

基本姿勢は、本県が何を目指すのかを示すスローガン的なものとして非常に重要なだろうが、私としては、循環型社会の形成という壮大なプロセスのものが施策に降りてきて、個別の「好循環」という具体的・施策的なものが基本姿勢に挙がっているのが非常に不思議に感じる。基本姿勢は大きく目指していく方向性を示すべきだと考える。

(長澤委員)

新計画では現計画との相違点を明確にし、違う特色を出すことが求められる。

新計画では循環型社会形成が一步引いて、今の時流に合った低炭素社会が一番上に来ているように見える。現計画では、「温暖化対策」の中で低炭素社会づくりへの路線が引いてあったところだが、にわかに「低炭素社会への転換」へ軸を傾けている気がする。これら項目の扱いは同列だとは思うが、新計画の中でどのように位置づけするのかをもう少し議論を深めるべきではないか。循環型社会形成に関しては、条例制定や現計画策定時に沢山議論されて素晴らしいものが出来ている。それも踏まえての精査が必要と考える。

(稻森委員)

「個別」の施策と書くから、「共通」との対比でそのような受け止めがある。個別というよりもっと大きな位置づけのものなので、別な表現をすれば整合がとれる。

話は前後するが、「好循環」は一般的な表現として広く世の中で使われているのか。福島県として新しいキーワードを用いたい、他の自治体とは違うものを用いたい、という思いがあるものと推測するが、考えを聞かせて欲しい。

(山田生活環境部企画主幹)

整理・見せ方・見え方としてどうなのか、概念としてどうなのかという大きな宿題をいただいたように感じている。再度整理をさせていただきたい。

(稻森議長)

計画策定期限もあることだし、全体の枠組みが大きく変わらない形で、いい代替表現

案があると思う。

(山田生活環境部企画主幹)

表現の仕方の観点で工夫・整理したい。

(長澤委員)

公害紛争への対応について聞く。現実に、最終処分場建設を巡って非常に大きな問題が生じてなかなか解決できずに紛争になり、自治体も介入できずに裁判になってしまっている事案があるが、このように状況が複雑多岐にわたって地域コミュニティーの崩壊状態に至ったときに、県はこの記載文言で対応できるのか。

(長澤産業廃棄物課長)

長澤委員の言われるとおり、10年来大もめしている事例がある。個別の事案については我々もしっかり受け止めて対応している。法に基づき許可基準に合えば許可するし、許可取り消しや不許可も可能なので、内容に応じて対応している。

廃棄物に微量の有害物質や重金属が含まれることは間違いない、燃やすなり化学処理をするなりの中間処理を施し、処理済みのものを最終処分場に持つて行く。最終処分場では、埋め立てられたものが雨水に触つて出た水を適正に処理している。県内に二十数カ所ある処分場の水質検査をしっかりとさせていただいており、有害物質が周辺を汚染したり、基準を超えている事例はない。ところが最終処分場に関しては、他の過程と異なり、たとえ埋めたものに毒性が無くともそこにものが何十年も何百年も残るという問題があるので、住民としても感情的に難しい問題がある。ともかくも周辺に問題が起きないように個別に対応してやっている。

しかし環境基本計画はスタンスを示すものであり、この辺の書き込みは難しい。平成22年度に下位計画である廃棄物処理計画の改訂を予定しており、その中で処分場の問題をどう書き込みするかは今後の議論となる。

(稻森議長)

今件は素案57頁の「公害紛争等の対応」における具体的施策のどれに入るのか。

(長澤産業廃棄物課長)

処分場関係はむしろ37頁の「廃棄物の適正処理の推進」に該当し、15行、17行目などに記載がある。やはりこちらも漠然とした表現にとどまっているが、処分場等は個別法律で規制し、あるいは指導行政として指導要綱を定めているところで、それは先ほど同様、個別の計画で書かざるを得ない。

(稻森議長)

廃棄物処分に関しても結構苦情はあると思うが、その場合はどこで対応するのか。57頁の「公害紛争等の対応」ではないのか。

(長澤産業廃棄物課長)

最終処分場の排水等が住民に被害を与えるとか河川を汚することは、現実的にはないと考えているが、あっせん・調停という事態が生じれば対応することになるだろう。実際

は我々県が裁判に訴えられ被告になっている事案があるが、こうなるとこの概念にはあってはまらないと思う。

(石原水・大気環境課長)

ここで言う「公害紛争等の対応」の大半は当課の所管事項に関することになるだろう。例えば事業所が法律違反等により周辺住民に悪影響を与えてる場合には、一般的には法律的枠組みで指導したりやめさせたりできるが、そこまで至らないようなトラブルも結構ある。それに対しては行政指導を行い、なかなか解決に至らない場合、行政が関与する格好になる。しかしそういったものでも、こじれてしまって進展しない場合には公害紛争処理法に則ってより強く関わることが出来る仕組みがある。

環境汚染も含めた公害トラブルについてどう解決或いは正常な状態に戻していくか、やはりそれには“環境の苦情”ではなく“公害の苦情”ではないか、法律でも「公害紛争処理法」といった方が県民にとってイメージしやすいのではないかと思いこの表現を用いており、一方で国では基金を設けて公害健康被害者を救済するなどの動きがあることも踏まえ、「環境汚染対応」よりは多少生々しいが、「公害紛争等の対応」として整理している。

(福島委員)

公害は典型7公害を念頭に置いているのか。

(石原水・大気環境課長)

典型7公害だけではない。「苦情」にはそれ以外も入る。ただ、対象にはしているが対応できるよりどころがあるかどうかで、対応も自ずと異なってくる。対応できる分とできない部分が出てくる。典型7公害以外の環境に関する苦情は市町村でも受け付けている。

(福島委員)

廃棄物の不法投棄なども含め、要するに皆さんに分かりやすいという観点において「公害」という言葉を用いているということか。

(石原水・大気環境課長)

その通りである。

(稻森議長)

素案の各所にキーワード説明欄があるが、今のやりとりでも分かるように、一口に「公害」といっても複雑だから、公害についても書けるものなら書いた方がいい。検討いただきたい。

では続いて素案について事務局から説明願う。

(山田生活環境部企画主幹)

「資料5」について説明

(福島委員)

33頁の施策の方向2つ目にある「環境活動」は一般的な言葉か。社会活動など人間

の営みのことを意味しているかと思われるが、どんな内容か。

38頁の施策の方向3つ目の「環境と共生する」という言葉は正しい言い方か。次の大項目に「自然と共生する社会の形成」とあることを踏まえ、むしろそういった基本的な姿勢を強調するならば、38頁も「自然と共生する持続性の高い農林水産業」と言い換えた方が、41頁の基本姿勢とある程度連動したものになるのではないか。

41頁の大項目「3 自然と共生する社会の形成」に関する説明文の最後に「自然と人との共生を図ります」とあるが、社会の活動も含めて記載されているので、「自然と社会との共生を図ります」とした方が表題と一致するのではないか。

56頁「(2) 化学物質対策の推進」の環境指標の2つ目「リスクコミュニケーションの実施件数」とは、PRTR法で報告を義務づけられている事業所を増やすことか。リスクコミュニケーションの内容は何か。報告内容を一般に公表するという意味であるならば、法律で義務化されているのに数を増やすとはどういう意味か。

また些末なことではあるが、57頁22行の施策の方向2つ目は読点が欠落している。

(山田生活環境部企画主幹)

1点目、環境活動は「経済活動」の誤りである。訂正する。

2点目の「環境と共生する」は、県農林水産部において、農業活動と環境との関係について打ち出している表現を用いている。

(福島委員)

その環境は自然環境という意味か。

(山田生活環境部企画主幹)

基本的には自然環境を中心にそれを包摂した幅広い「環境」になるかと思われる。平成18年9月に農林水産部で策定した「ふくしま食・農再生戦略」で、「環境と共生し、持続的に発展する環境と共生する福島型有機農業を目指す」と整理している。農林水産部でどのような意味で捉えているのかを確認して後ほどお知らせしたい。

(福島委員)

この中では環境保全を謳っているわけだが、それと同じ「環境」という言葉を用いでいるので、両者が混乱しないようにしていただきたい。

(山田生活環境部企画主幹)

農林水産部と整理をした上で後ほどお示ししたい。

次に3点目「自然と人との共生」の表現については検討させていただきたい。

57頁22行の読点欠落は補正する。

(石原水・大気環境課長)

県内に、PRTR法の対象事業所は平成15年段階で約1,100ある。リスクコミュニケーションとは脚注にもあるとおり、「化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等すべての者が共有し意思疎通を図っていくこと」で、化学物質の安全安心確保に重要との考えのもと、このための事業を積極的に推進していただける

よう呼びかけている。対象事業所は必ずしも P R T R 法対象に絞ったものではないが、基本は同法によるものと認識している。県としても施策を講じ、各種講習会や勉強会・セミナーを実施し、リスクコミュニケーションの推進を促している。今後も継続していくことで、化学物質の安全対策につながると考えている。

(福島委員)

2003年から個別の事業所は公表することになっているはず。これは、企業が自主的に行うもののことか。

(石原水・大気環境課長)

P R T R 法では、特定の化学物質を扱っている工場で、移動量排出量については業種や規模等に応じて県を通じ国に届けている。

県はこの制度を通じて事業所の状況を把握しているが、まず事業所の方から、リスクコミュニケーションを推進し、もっと近隣住民と様々な形で情報共有を図る、排出削減を事業所自らやっていただく、個々の環境対策を積極的にやってもらう、このことを「コミュニケーション」として入れている。

(福島委員)

続く57頁に「リスクコミュニケーションの推進」を見て、いわゆる届出を県が情報提供することも含めてのことかと捉えていたが、今の説明によれば、企業が、自分の持っている情報等を自ら近隣住民に提供する件数を増やすという意味、情報を共有するという意味か。

(石原水・大気環境課長)

その通りである。

(稻森議長)

今、事務局で説明された内容が、57頁の③の記載表現で伝わるだろうか。また、5～6行目の「データベース化し、わかりやすく情報提供」するとは。

(石原水・大気環境課長)

データベース化とは、県が、化学物質についての情報を収集整理して広く県民あるいは住民・市町村に提供するもので、どこでどの物質をどの程度排出しているかを情報提供したいと考えている。

(稻森議長)

今の説明を記載すれば分かりやすいのではないか。

(石原水・大気環境課長)

書き込むことについて検討したい。

(渡邊委員)

29頁の環境指標「営業用貨物自動車輸送トン数比率」に関係して31頁の21～23行目に「共同配送や、トラック輸送から鉄道や内航海運輸送へシフトするモーダルシフトなど企業における環境にやさしい物流システムの構築を促進し」とあるが、トラッ

ク輸送がなくなれば、経済や社会のサイクルが全て止まってしまうのではないだろうか。物流を我々の生活から切り離すことはできない。表現を変えるべきと思う。

(金子環境共生課長)

現在、営業用貨物自動車は、ネットワークを構築してなるべく多くの荷物を運搬し、帰りも空荷で帰るのではなくまた荷物を積んで効率よく帰って来られるよう努めている。一方自家用トラックは少ない荷物でも運行する非効率な部分がある。それをなるべくまとめて輸送できるよう効率よい形にしていこうという中身である。31頁の記載内容の趣旨は、一つには「共同配送」で単独の輸送会社だけだと荷物がまとまらなかつたりするが共同で効率よく配達することで環境に優しい物流システムを作ること、区点の後「トラック輸送～モーダルシフト」は、長距離輸送には鉄道貨物輸送を利用するなどして二酸化炭素削減に努めること。都合のよい時間に走らないなど制約はあるようだが、トラック業界でこうした取組みが進められている。決してトラック輸送の物流を否定しているものではなく、その中でできるだけ効率的な運送を推進しようという意味である。

(渡邊委員)

内容は理解した。となるとやはり国や行政でこの業界に対して支援を行うべき。今言われたシステム化するには相当経費がかかるだろうし、現在経済状況が芳しくないことを踏まえると荷物も帰りにも積んで帰れるほど集まるのかどうか分からぬし、トラック業界で今の経営は苦しいのが現状で、更に電気自動車やらハイブリッド車の導入などでもまたお金がかかる。

(稻森議長)

例えば佐川急便あたりは共同発送などをやっている。この文面で誤解を招いたらまずい。

(渡邊委員)

現時点ではヤマト運輸さんは共同輸送を既に行っている。行政からの指導でやっているのだとは思うが、うまく回っているのかどうか。それなりの経費などの問題などもあるのではないかと思う。

(金子環境共生課長)

表現の仕方等については、企画調整部なども関わっているため調整させていただきたい。

(稻森議長)

文章が「共同配送や、」で一端切れ、その後が長いから分かりづらいものになっているので工夫していただきたい。

また、「共同配送」は今の説明があったからその背景や内容の重要性が分かったので、大事なキーワードとして下の脚注に入れたらよいと思う。

(皆川委員)

6頁の世帯数と人口の凡例表示は逆で、世帯数が折れ線で人口が棒グラフであろう。

32～33頁の森林整備の推進については、森林は温室効果ガスの取引対象にもなり効果が期待されているが、新規林業就業者数を155人から250人に増やす目標は、この通りに行けば素晴らしいが、現実問題は間伐も含め今、殆どやる人がいない。私の知人も「やりたくない、やらない。もうけになるなら恐らくやるけれどやっても損をするだけ」と言う。就業者数増加にはどうしたらしいのか、何か工夫がないものか。これは農林水産部の所管かもしれないが気になったので申し上げる。

次に35頁の廃棄物の発生抑制、再生利用の推進。ごみは減ってきてはいる。しかし今年からレジ袋有料化にしたら使う量がぐっと減ったことを踏まえ、ごみ排出量を本当に減らすのであれば、この際、行政側がごみの有料化をもっと大胆に打ち出していった方がいいのではないか。強制されると否が応でも減ってくる。

(山上一般廃棄物課長)

ごみ有料化は、現在県内27市町村で実施されている。有料化の効果として排出を抑制し費用負担を軽減しようとするインセンティブの発生、出すごみの量に応じて費用を負担することで公平性が担保される反面、導入当初は排出量が減るがやがて鈍化する、一時的に不法投棄が増える恐れがある、また税金の二重取りではないかとの指摘もある。そこで住民の賛同・合意形成が重要であり、市町村でもなかなか取り組みにくい部分がある。県ではごみの排出量データを出している。実施市町村と未実施市町村での排出量の差を示しながら導入を働きかけている。来年度から1自治体が新たに導入する予定である。引き続き有料化の効果を示しながら、市町村が導入しやすい環境づくりをしていきたい。

(山田生活環境部企画主幹)

林業新規就業者数関係は、農林と調整のうえ具体的な施策を盛り込めるようにしたい。

(稻森議長)

山上課長の回答内容は、1つの方針ないし具体的な施策になり得るものか。

(山上一般廃棄物課長)

市町村のごみ有料化の取組みを促進する旨を記載したい。

(稻森議長)

34頁欄外の脚注に一般廃棄物と産業廃棄物の区別について追加を。一般の人にとってはこの区分は複雑。かみ砕いて入れた方がよろしいと思う。

(長澤委員)

29頁以降の具体的な施策を読むと、①の最後の2項目は県民運動の項にではなく別のところに移した方がいいのではないかと思われる。あくまでも「県民運動の展開」という視点で精査していただきたい。②～④にも同様に入れ替えた方がよいと思われるものが多くある。④に関しては、運輸部門、民生・家庭部門、公共機関、交通、物流、様々なものを一緒にこの区分けに入れていいのか。整理して分かりやすくいただきたい。また、カーボンオフセットの脚注は専門的な言葉が用いられており、より分かりやすい

説明文が欲しい。

余りにも沢山の項目が入り込みすぎているが、整理することができるかどうか。

(金子環境共生課長)

明確に区分けするのが難しい施策もあるのだが、再度精査したい。カーボンオフセットの説明については工夫したい。

(長澤委員)

31頁④5つ目の項目の「パーク・アンド・ライド」に関連して、約20年前に原町市でも実施しようとした。郊外に駐車場を作つて街中では歩くか自転車でという構想が持ち上がった。あの頃はまだバブルがはじける前の景気の良い時期で、街中も衰退していなかつた。導入されたらいい意味ですごいことになるだろうと期待が膨らんだが、たち消えになってそれっきりとなつてしまつた。当時そういう提案がされたことが大変驚きで、今ここで再びこの言葉に出会つてはつとした。時代は変化し、今や街中の空洞化、郊外に大店舗の林立という状況の中で、この取り組みは非常に重要だと思うが、果たしてどれくらいできるのか。実現できたら素晴らしい。できるという前提があるのか参考までにお聞きしたい。

(金子環境共生課長)

企画調整部や当部の生活交通課なども関わつておつり、分かる範囲で申し上げれば、例えば阿武隈急行では駅の無料駐車場に停めて福島に出勤する方が大勢いて、意識しているか否かは別としても、これも一つのパーク・アンド・ライドと言えるだろう。本宮市などでも同じように駅前に駐車場がある。土地の制約などもあろうが、当然これはやる、やれるという施策として記載されているものである。

(長澤委員)

交通機関のための施策ではなく街中活性化のため、街中再生の視点で、具体的な取組みをいれて欲しい。モデル地区を設定して実験することも今後の人口減社会・高齢社会を捉えて有益な方向付けだと思う。

(佐藤生活環境部参事)

商工労働部において3年ほど前に、郡山市その他もう1都市において、モデル的に実験を実施している。商店街への車の通行を調整して賑わい創出・活性化の実験をしており、結果をとりまとめた報告書がある。こうしたモデルを構築しながら事業を進めていくことになるだろう。

(引地委員)

ごみの有料化・減量化については、有料化がなかなか進んでいない市町村も結構あり難しい問題である。有料化する場合に資源性ごみとそうでないごみを分け、資源性ごみと認められるものについては有料化しないようにしている、そうすると取組みやすくなる。何もかもみな一般廃棄物となるとなかなか進みにくい。

将来的には減量化、ごみゼロにするのが理想だが、中間段階では、資源になり得るご

みとならないごみを分けて表示し、資源にならないものは有料化した方が、ごみ削減が効率よく進むのではないだろうか。

(山上一般廃棄物課長)

貴重な御意見に感謝する。ごみ問題の基本は出さないこと、出したら再度使うこと、リサイクルすること、どうしても駄目なら熱資源として回収することが基本の流れであり、使えるものは使うことが重要。有料化の具体的な方法には色々あり、市町村に情報を提供しつつ促進に努めて参りたい。

(大越委員)

30頁ほかの「自分ごと」及び33頁の「見える化」の語は、言わんとすることは分かるのだがどうも引っ掛かる。別の言い方があるのではないか。

40頁(4)の環境指標にある「ストップ・ザ・レジ袋」の実施促進は、消団連でも取組んでいるが、実施店がある市町村でも協定は結ばれたものの破棄されたりしてどうしたものかと思案している。結局のところ、レジ袋が必要な市町村がある。それはごみの問題、すなわちどうやってごみを出して収集所で扱うかの問題である。指定ごみ袋があるところはストップ・ザ・レジ袋の取組みが早く進むし、ない場所では、有料化に難色を示しているように見受ける。

「ライフスタイルの転換」という項目なので、私たち一般県民が取り組めるものを指標にしたのであろうが、今言ったような根っここの問題やごみ袋有料化の問題がクリアされないとどうにもならないところがあり、すっきりしない指標である。これを指標に用いるのも構わないと思うが、何か他の指標もあった方がいい。

(金子環境共生課長)

「自分ごと」や「見える化」は国で最近よく用いている言葉である。それぞれ、自分のこととして考えること、目には見えない二酸化炭素を何らかの形で数値化して分かりやすく提示することを指す。正しい日本語かと問われると微妙であるが、できればこういう形で県民の皆さんに分かりやすく普及提示していきたいと思っている。

環境共生課では、ストップ・ザ・レジ袋については、ごみ有料化とはまた違う視点でこの取組みを進めている。レジ袋を作る過程でも焼却の過程でも二酸化炭素が排出されるのでそれを少しでも削減すること、併せてマイバッグを携行するライフスタイルの転換がひいてはその他の環境活動にも結びつくのではないかと期待している。確かに、「ライフスタイル」の指標として「実施店」はどうかと問われれば反論できない面もあり、かといって今すぐに対案が思いつかないので、検討させていただきたい。

(長澤委員)

32頁の再生可能エネルギーは、下の文章の「再生可能エネルギーの普及拡大の加速化」で言う「太陽光・熱やバイオマスの利活用」の結果生み出されたものが載せられているのか。つまり、下の項目に載っている太陽光とか熱とかバイオマスなどがすなわち新エネルギー導入量として記載されているのか。

また、最近はバイオマスを創出する企業がぼちぼち出てきている。それを33頁の環境指標に反映させられるか。例えば廃油で自動車燃料を作るとか、下には、焼却場や工場の排水の熱利用をエネルギーに換算すると出ておりますので、関連づけて書かれる予定か。

ごみゼロにはやはり入口となる発生抑制が一番肝心である。35頁②に、簡単で結構なので「発生抑制の一層の促進を図る」など加えてはどうか。

各市町村自治体で分別収集が行われているが、分別種類も県内でも郡山市やいわき市のように細分化されているところがある。多いところでは36、ごく一般的には12品目、細分化によりリサイクル率も違ってくるだろう。県の方向付けとして、更なる分別・細分別の徹底を図る方向性を打ち出せないか。

細分化した場合に必ず生じてくるのがリサイクル問題だ。確立されたルートづくりができていないのでは、せっかくの分別が生きてこない。市町村自治体がここで悩んでしまうと、敏感な地域住民側で「じゃあいいや」と意識の低下が起きる。それを踏まえ、この問題についても記載できればありがたい。

37頁「廃棄物の適正な処理の推進」の15～18行の2項目に関わることで、ごみ処理広域化が謳われているが、広域化が進めば、焼却センターや処理センターの設置も必要となる。公害紛争というわけではないが、地域住民と設置者との間で必ず問題が生じる。設置以前の段階での住民対話を非常に丁寧にやって貰わねばならない。これに対する県の細やかで丁寧な取り組みの意思表明や説明責任について、今の案文からは読み取ることができないので、考えをお聞きしたい。

(金子環境共生課長)

33頁の環境指標については、商工労働部とともに検討している。意見を参考に指標設定していきたい。

(山田生活環境部企画主幹)

32頁の再生可能エネルギーは太陽光とか熱とかバイオマスを原油換算した指標と聞いているが、なお企画調整部に確認する。

(山上一般廃棄物課長)

我々としても排出抑制が一番との認識を持っており、35頁②に強調して書けないか、検討してまいりたい。

また、市町村によって分別基準まちまちでありリサイクルの具合も変わってくることは承知している。県として分別処理の基準化ができないか検討して参りたい。

(稻森議長)

41頁に「もったいない」と出てくるが、環境省で私の所属する会議の席上ペットボトル飲料が出されていたのを止めさせた。環境に携わっているところで飲み捨ては良くない。本日の会議はペットボトルではなく感心して拝見していた。

私は毎月中国に行くが、中国では北京五輪の時、偶数ナンバー車・奇数ナンバー車を

交互に走れないようになっていた。今でも週に1日は走れない日を設けている。同じ取組みを環境基本計画に盛り込めと言うことではないが、参考までに申し上げる。

(和合委員)

36頁の「廃棄物の適正処理の推進」に関連するものである。現在の産業廃棄物処理は、県内発生分は県内で処理を基本にやっておるようだが、最近は県外業者がどんどん入ってきており、県内業者も県外に持ち出している現状があるそうで、価格の面で県外に流れしており、経済状況も考えても、県内で経済が回るようにできないか業界内で議論していると聞き及んでいる。具体的な施策として37頁17行目には「県外から県内に…」とあるが、むしろ逆に県内のものが県外に流失している点について県ではどのように捉えているか。

2点目として、40頁④に環境負荷の低減のため、今後融資制度の充実について検討を行うとされているが、新規に何らかの制度を打ち出すのか、それとも拡充なのか教えて欲しい。

(長澤産業廃棄物課長)

本県のシステムとして、県外から産業廃棄物持ち込んで焼却・リサイクルする場合は持ち込む前に届出していただいている。届け出は最初の一回である。年間実績を報告して貰っている。

最終処分量については、規制というよりはお願いなのだが、廃棄物処理計画により、県外からの埋め立ては2割以内としている。営業上なかなか守れないケースも出てくるとは思うが、住民感情を踏まえてお願いしている。

実際の処分実績は、19年度においては、県外から持ち込まれて最終処分されているのが13万8千トンだったのに対し、県外への持ち出しは1万2千トンほどであった。県内で処分している量の方が多い。なお、36頁に掲げた696千トンは県内で発生し県内で最終処分したもののみで、県外分は含まれていない。

(金子環境共生課長)

40頁の④は既に実施している「環境創造資金融資制度」である。公害防止やリサイクルに向けた設備改修を行う際の融資で、県から金融機関に預託し、その1.5倍を融資する。毎年残高として数千万ある。まだ十二分に利用されているとはいえないが、もっと利用していただきたいと思っている。

(稻森議長)

35頁と41頁の脚注を見比べていただきたい。注釈が重複しているが何ら問題ない。キーワード索引はまず作らないと思われるが、大事なところでは再掲しておかないといけない。よって例えば8頁の「温室効果ガス」の説明は29頁にも再掲した方がいい。読む人は、前から順を追って読むとは限らないのでよろしくお願ひしたい。

さて、51頁～54頁の猪苗代湖の水環境の保全等については、私は前から何度も意見しているところである。53頁に合併処理浄化槽の注釈説明があることからして、5

1頁の具体的施策の4番目の◆に関して、高度処理浄化槽についてのキーワード説明が必要である。普通の浄化槽とどう違うかを書いておかないとまずい。52頁の環境指標で「水質環境基準達成率で全窒素・全りんを100%にします」と言っているが、窒素・りん対策も目に見える形での対応が必要だ。猪苗代湖のpH上昇でいつ藻が発生してもおかしくない状況にある。高度処理浄化槽については二十年来念佛のように繰り返してようやく各自治体で導入された。これらにも語句説明を。

54頁の4つ目の◆部分では、窒素・りん問題を入れておかないと。全体に関わる大事なこと。語句説明を必ず入れるように要望する。

以上で個別の施策については終了し、共通施策について事務局から説明をお願いする。

(山田生活環境部企画主幹)

#### 「資料5」に基づき共通施策の説明

(長澤委員)

「福島環境活動支援ネットワークの機能を充実させ」という表現が各所に登場するが、構成団体として、設立総会にも臨んだ身としても、速やかに機能充実を図っていただきたい。さもないと生きた環境教育や調査活動が進まないと懸念している。規約では県環境センターが拠点として、環境共生課が人的役割を担うことになっている。県サイドからのトップダウンで進むのではなく、相互に情報交換しながら同じ立場、同じ目線でという姿勢を共有しなければ、仏作って魂入らずである。心して対応していただくようお願いする。

更に、61頁の「参加と連携協働」構築では、記載された連携にとどまらず、県庁内での横の連携、例えば農林水産部との連携、とりわけ教育委員会をもっとひきこんで欲しい。学校現場の腰がひけている状況が多々見られる。市町村教育委員会は勿論のこと県の教育委員会にも大きな役割を担っていただきたい。要望として述べさせていただく。

(佐藤生活環境部参事)

ネットワークの3つの機能をうまく發揮させていくことは、我々も課題として十分に認識している。参画されている28団体とも話をしながらいい方向に展開したいので御支援御協力よろしくお願いしたい。また、教育委員会との連携についても重要な課題であり、お話を踏まえて十分連携を取りたい。

(大越委員)

62頁③には環境にやさしい買い物の促進で色々盛り込まれているが、実際に行動するとき、我々消費者がどうしたらしいのかを具体的に書いていただいた方がいい。一番環境にやさしい買い物行動は「地産地消」であるのに、この言葉がどこにも入っていない。恐らく農政部門の計画に記載されるため敢えてこちらには書かないのかとも思うが、大事なことなので入れて欲しい。

(金子環境共生課長)

地産地消は、フードマイレージなどの観点から環境にやさしい買い物との位置付けに

なると思う。記載について検討する。

(長澤委員)

63頁④「事業者による自主的な環境保全活動の推進」の2番目の項目で、ISO14001は取得後が大変で途中でやめるところもある。一方エコアクションは経費も余りかからず審査システムもやり易く、企業のラブコールもある。我々環境カウンセラーでもエコアクションをより一層普及させる取り組みをしている。

施策の中で「エコアクション21の認証を進める」という文言があつて然るべきではないか。企業は取得したいけれどもお金がかかると躊躇している部分があるが、個人的な企業でも、取得すると経費削減・節約・赤字から収支均衡になるなど好ましい変化が見られているので、こちらを前面に出した方が時流に合っている。

(金子環境共生課長)

県内企業のエコアクション取得は、8月末現在で48件、全国では3,860から比べるとまだまだ少ない。積極的に推進して参りたいと思っている。61頁に記載あるとおり、環境センターでの環境管理セミナーでエコアクションの説明や相談をやっているところであり、更に周知を図り普及していきたい。

(長澤委員)

取得数は東北6県では福島県が一番多い。我々民レベルでもさらなる努力をするので県でもよろしくお願ひする。

(福島委員)

脚注の頁がずれているので修正を。65頁の「うつくしまエコイベントマニュアル」の脚注が66頁になってしまっている。

(引地委員)

産業廃棄物における医療廃棄物の取り扱いはどうなっているか。市民講座等で講師を務めた際に参加者から質問されたことがある。最近は菌類の蔓延拡散防止のための措置が大切だと思うが、一部不法投棄されているという話もあり市民が不安を抱いている。計画ではどのように位置付けて取り組んでいくか。

(長澤産業廃棄物課長)

医療廃棄物で血液や体液がついたものは「感染性廃棄物」として、「特別管理一般廃棄物」として資格を持つところで特別処理される。病院等では他人が開封できないようにし、産業廃棄物処理業者がそのまま燃やす。

家庭から出る注射針などは通院病院で預かって病院の廃棄物として処理する。医療廃棄物が他の廃棄物と混在してしまった場合、厳密に分別しようとかえって汚染・感染を招く危険性もあることから、通常の「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の枠組み越えて、市町村で可能であれば受け付けて燃やしても良いし、産業廃棄業者も、一般廃棄物が混ざっていても処理していいこととされている。

感染性の有無については医療機関の判断であり、高熱処理や凍らせるなどの処理をす

れば血液が残っていても感染性廃棄物ではないなど、色々難しいが、それぞれがルールに従って感染が広がらないようにしていくことが大切だと認識している。

(引地委員)

適正にされているかのチェックはどのようになされているのか。

(長澤産業廃棄物課長)

廃棄物を他人に委託するには、その都度マニフェストと呼ばれる積み荷目録、伝票を作成することになっており、年に一度県に報告が義務付けられている。なお、伝票だと管理しづらいので電子化しようという動きがあり、特に医療廃棄物については電子化して一括管理された方が望ましいとされ、体制整備をしているところである。

(長澤委員)

62頁の具体的な施策の中で、「ふくしま環境・エネルギーフェア」に言及してはどうか。県民の自発的の取り組みという項目に対し、県主催のイベントであるフェアを入れ込むのは若干趣旨が違うかも知れないが、今後継続事業として定着させていくのであれば項目立ててはいかがだろうか。

(金子環境共生課長)

県の事業は長くても3年を一区切りとして成果が上がるよう活動しており、同じ形では継続できないことになっている。本事業は2年目であり、今後5年を見据えた本計画の中に盛り込むのは難しい。

(長澤委員)

それは予算の関係だと思うが、それこそ民間に委託するなりして持続させることが大切ではないか。「参加・連携・協働」の観点で、次なるステップに立ち、引き継いでいくことが大切ではないだろうか。県民が一体となって取り組めば低炭素社会の実現に大きな役割を担うと思う。位置付け・方向性を十分に検討し、記載していただくよう提言する。

(稻森議長)

「エネルギーフェア」そのものを入れなくても、その理念が盛り込む形でもよいのではないか。

環境教育・学習の推進は極めて大切なことである。私は福島大学で教鞭を執っており、早稲田でも講義しているが、学生に、子どもの頃の環境との関わりを聞いてももっぱら塾通いで終わっている。地域や学校と書いているが、三つ子の魂百までであるから、幼稚園も含め、もっと自然とのふれあいを義務化すべきだ。浄化の仕組みや、なぜごみを捨てたらいけないかなどの教育をもっと強化すべきだ。学校の先生になりたいという学生が、その一方で環境に興味がないと言う。指導者になるような人物の意識がこれでは話にならない。59頁の脚注にある「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針」をよりプラス方向に活用出来るようにすればよい。

アメリカでは夏休み等にボランティア活動をしていないと大学受験ができない、これ

も一種の認証みたいなものだ。そうしないで個人に任せていては、ある一部の人しかやらない。

67頁の「(4) 調査研究」の具体的施策の①調査研究の推進」関係は、主語すなわち調査研究をする主体が分からないので追補を。恐らく県のどこかの課がやるのであろう。

69頁の「PDCAサイクル」はキーワード再掲をお願いしたい。

(大越委員)

議長の言う通りで、環境にしても何にしても好きな人・興味のある人だけがやっていたのでは間に合わない。しかば全員に行き渡らせるにはどうしたらいいか、私どもの現場などでは難しいが、学校で教育の一環で行えば好きも嫌いもなく全員がやらなければならなくなるし、やればそこに気付きが起きる。年齢が低ければ低いほど効果がある。学校現場と堅い連携をしてやっていかないと。予算がないと実施してもらえず、先生も多忙で余計なことには手が回らない現状だが、義務化されれば違う。

(金子環境共生課長)

幼稚園からの教育について、どのようなことができるか検討して参りたい。学校の先生などにも参加していただける指導者養成講座を実施しているが、プログラムが毎年似通っているため参加が減っていくという課題があるので、環境センターと連携を取りながら見直しをし、今後とも指導者育成に努めて参りたい。教育庁の現場については、義務化までは難しいとしても、今後とも連携は必要との認識であり、より一層取り組んで参りたい。

(稻森議長)

大事なのは親の教育。これを言い出すと日本人全てに教育が必要だとなってしまうかもしれないが。計画に入れられるかどうかは別として、「親の教育の重要性」の認識を持っていただきたい。

続いて総合計画との関係について事務局より説明願う。

(山田生活環境部企画主幹)

「参考資料」により説明

(稻森議長)

本日いろいろ御意見をいただいたが、より分かりやすい平易な表現はないかなどについて、担当部署に再度投げかけをお願いしたい。中身をえろというわけではない。それに基づき計画の原案ができあがるので、よろしくお願ひしたい。

(4) 議事 (2)その他

(山田生活環境部企画主幹)

この場で発言できなかった意見や別途気づいた点などについては、10月30日まで意見提出をお願いしたい。

(5) 閉会 (司会) 菅野生活環境総務課主任主査

